

国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 改正の趣旨

平成二十四年度及び平成二十五年度における基礎年金に係る国庫負担割合について、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律に規定する年金特例公債の発行による収入金を活用することにより二分の一とする等の措置を講ずるとともに、平成十二年度以降の各年度における年金額等の改定の特例措置による年金額等の水準について段階的な適正化を図る等のため、所要の措置を講ずること。

第二 国民年金法等の一部を改正する法律の一部改正

一 平成二十四年度及び平成二十五年度における基礎年金給付費に対する国庫負担

国庫は、平成二十四年度及び平成二十五年度について、三十六・五パーセントの国庫負担割合に基づく負担額のほか、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律に規定する年金特例公債の発行による収入金を活用し、当該額と二分の一の国庫負担割合に基づく負担額との差額に相当する額を負担するものとする。こと。（附則第十四条の二関係）

二 国民年金の保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算

国民年金の保険料免除期間を有する者の老齢基礎年金の額の計算に関して、平成二十四年四月から平成二十六年三月までの期間に係る保険料免除期間について、保険料全額免除期間の月数を保険料納付済期間の月数の二分の一と算定する等の措置を講ずること。（附則第十条第一項及び第十四条第二項関係）

三 年金額の改定の特例措置の段階的な解消

1 年金額の改定の特例措置に係る規定の適用は、平成二十六年年度までの間とし、平成二十七年年度は適用しないものとする。（附則第七条、第八条、第二十七条、第二十八条、第二十九条、第五十二条、第五十三条及び第五十四条関係）

2 年金額の改定の特例措置に基づく平成二十五年度及び平成二十六年年度の年金額について、物価変動率又は名目手取り賃金変動率を基準とする改定と併せて、一・〇パーセントの適正化が図られるよう改定する措置を講ずること。（附則第七条の二、第八条の二、第二十七条の二、第二十八条の二、第二十九条の二、第五十二条の二、第五十三条の二及び第五十四条の二関係）

第三 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正

一 国家公務員共済組合制度について、第二の一の改正に準じた改正を行うこと。（附則第八条の二関係）

二 国家公務員共済組合法による年金である給付について、第二の三の改正に準じた改正を行うこと。（

附則第四条から第五条の二まで、第七条、第七条の二、第二十五条及び第二十五条の二関係）

第四 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正

私立学校教職員共済制度について、第二の一の改正に準じた改正を行うこと。（附則第二条の二関係）

第五 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正

一 地方公務員等共済組合制度について、第二の一の改正に準じた改正を行うこと。（附則第八条の二及

び第八条の三関係）

二 地方公務員等共済組合法による年金である給付について、第二の三の改正に準じた改正を行うこと。

（附則第四条から第五条の二まで、第七条及び第七条の二関係）

第六 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合

法等を廃止する等の法律の一部改正

特例年金額を算定するに当たって算定する統合日前日の年金額について、平成二十五年度については、

○・八パーセントの適正化が図られるよう改定する措置を講ずるとともに、平成二十六年度以降の年度の当該年金額は、老齢厚生年金等の再評価率と同様に改定することとする措置を講ずること。（附則第三十

一条、第三十一条の二、第三十二条、第三十六条から附則第三十九条まで、第四十一条、第四十二条及び

第四十四条関係）

第七 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律の一部改正

児童扶養手当法による児童扶養手当等について、第二の三の改正に準じた改正を行うこととし、手当額の改定の特例措置に係る規定の適用は、平成二十六年度の月分までとし、平成二十七年以降は適用しないものとするとともに、手当額の改定の特例措置に基づく平成二十五年度及び平成二十六年度の手当額について、物価変動率を基準とする改定と併せて、それぞれ○・七パーセントの適正化が図られるよう改定する措置を講ずること。（第一項及び第二項関係）

第八 施行期日等

一 施行期日

この法律は、公布の日又は財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律

の施行の日のいずれか遅い日から施行すること。ただし、第二の三、第三の二、第五の二、第六及び第七に掲げる事項は、平成二十五年十月一日から施行すること。

二 経過措置

平成二十五年十月前の月分として支給される年金たる給付等について、所要の経過措置を設けること。

（附則第二条から第六条まで関係）